



金 沢 市 公 報

号外第13号の9

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 16
●金沢市 金沢市消防局訓令甲		○金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例施行規程の一部を改正する規程 (") 21
○金沢市火災予防査察規程の一部改正について (予 防 課) 1		●公営企業訓令甲
○金沢市火災予防違反処理規程の一部改正につ いて (") 2		○金沢市企業局職員人事評価実施規程 (企業総務課) 22
●消防局訓令甲		○金沢市企業局当直勤務規程の一部改正につ いて (") 23
○金沢市消防職員人事評価実施規程(消防総務課) 10		●病院事業管理規程
○金沢市消防通信規程の一部改正について (情報指令課) 10		○金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する 規程 (市立病院事務局) 23
○消防職員任用規程の一部改正について (消防総務課) 11		○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程 (") 23
●公営企業管理規程		○金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規程の一部を改正する規程 (") 23
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部 を改正する規程 (企業総務課) 11		●病院事業訓令甲
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する 規程 (") 13		○金沢市立病院職員人事評価実施規程 (市立病院事務局) 26
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程 (") 14		
○金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規程の一部を改正する規程 (") 15		

金 沢 市 訓令甲 金 沢 市 消 防 局

● 金 沢 市 訓令甲第1号 金沢市消防局

消 防 局
消 防 署

金沢市火災予防査察規程(昭和58年金沢市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義
金沢市消防長 小 谷 正 利

様式第2号中

「この処分不服がある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

改め、同様式の備考中「及び教示文中の不要なもの」を削る。

様式第4号中

「この処分不服がある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

改め、同様式の備考中「及び教示文中の不要なもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

● 金 沢 市 訓令甲第2号
金沢市消防局

消 防 局
消 防 署

金沢市火災予防違反処理規程（平成14年金 沢 市 訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義
金沢市消防長 小 谷 正 利

第14条第1項中「様式第6号」を「法第5条第1項又は第5条の2第1項の規定による命令にあっては様式第6号その1、その他の命令（法第3条第1項又は第5条の3第1項の規定による命令を除く。）にあっては様式第6号その2」に改める。

第15条中「又は法」を「又は」に、「様式第7号」を「法第3条第1項の規定による命令にあっては様式第7号その1、法第5条の3第1項の規定による命令にあっては様式第7号その2」に改める。

様式第6号中

「この処分不服がある場合は、（この処分を受けた日・この処分があったことを知った日）の翌日から起算して（30日・60日）以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、（この処分を受けた日・この処分があったことを知った日）の翌日から起算して（30日・6箇月）以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。を

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して（30日・6箇月）以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」に

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改め、同様式を同様式その2とし、同その2の前に同様式その1として次のように加える。

その1

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

金沢市 消防署長

印

命 令 書

所在
名称
用途

上記対象物は、 と認めるので、

消 防 法 第 5 条 第 1 項 の規定により、下記のとおり命令する。
消防法第5条の2第1項第 号

なお、この命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがあります。

記

1 命令事項

2 命令の理由

教示

- 1 この命令について不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 3 この命令については、上記の審査請求のほか、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。
- 4 ただし、正当な理由があるときは、上記3の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号中「消防法第 条第 項」を「消防法第3条第1項」に、「法第3条第1項・法第5条の3第1項」を「法第3条第1項」に、

「この処分に不服がある場合は、（この処分を受けた日・この処分があったことを知った日）の翌日から起算して（30日・60日）以内に（ 消防署長・消防長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、（この処分を受けた日・この処分があったことを知った日）の翌日から起算して（30日・6箇月）以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して（30日・6箇月）以内に提起しなければならないこととされています。」

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」
- 改め、同様式を同様式その1とし、同その1の次に同様式その2として次のように加える。

その2

第1葉

年 月 日

住所

氏名

様

火災予防措置命令書

火災の予防に危険である 消防の活動に支障になる と認めるので、消防法第5条の3第1項の規定により、次の措置をとるべきことを

命ずる。

なお、この命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがあります。

命令年月日	年 月 日	命令者	所属・階級・氏名	㊟
所在地			名 称	
行為者・所有者・管理者・占有者の氏名				
法 第 5 条 の 3 第 1 項		(命令事項及び命令の理由)		
第1号	火 遊 び	禁 止		
	喫 煙			
	た き 火	停 止		
	火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	制 限		
第2号	消火準備			
	残火、取灰又は火粉の始末			
	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			

教示

- 1 この命令について不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 3 この命令については、上記の審査請求のほか、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。
- 4 ただし、正当な理由があるときは、上記3の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2葉

年 月 日

住所

氏名

様

火災予防措置命令書（控）

火災の予防に危険である 消防の活動に支障になる と認めるので、消防法第5条の3第1項の規定により、次の措置をとるべきことを

命ずる。

なお、この命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがあります。

命令年月日	年 月 日	命令者	所属・階級・氏名	④
所在地			名 称	
行為者・所有者・管理者・占有者の氏名				
法 第 5 条 の 3 第 1 項		(命令事項及び命令の理由)		
第1号	火 遊 び	禁 止		
	喫 煙	停 止		
	た き 火	制 限		
	火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	消火準備		
第2号	残火、取灰又は火粉の始末			
第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			

教示

- この命令について不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この命令があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- この命令については、上記の審査請求のほか、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。
- ただし、正当な理由があるときは、上記3の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

受領欄	年 月 日に本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住所	氏名	④

備考 この様式は、2枚1組の複写式とする。

様式第11号中

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に消防長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第12号及び様式第13号中

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第17号中「すべて」を「全て」に、

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第18号及び様式第19号中

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第21号中

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防職員人事評価実施規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢消防長 小 谷 正 利

金沢市消防職員人事評価実施規程

金沢市消防職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定による人事評価の実施については、金沢市職員人事評価実施規程（平成28年訓令甲第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防通信規程（平成21年消防局訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢消防長 小 谷 正 利

第19条中「周波数」の次に「に係る名称」を加える。

第20条第1項中「固定局及び」を削り、「基地局」の次に「及び陸上移動局（卓上型移動局に限る。）」を加え、同条第2項中「移動局」を「陸上移動局（卓上型移動局を除く。）」に改める。

第21条中「移動局」を「陸上移動局」に改め、「周波数」の次に「に係る名称」を加える。

第22条中「移動局」を「陸上移動局」に改める。

第23条第1項中「周波数」の次に「に係る名称」を加え、「移動局」を「陸上移動局」に改め、同条第3項中「移動局」を「陸上移動局」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別	呼出名称	定 義
基地局	無線局免許状に記載された名称	陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局で、消防局、中央消防署、駅西消防署、金石消防署、医王の里及び犀生中学校

			に設置されたものをいう。
陸 上 移 動 局	車載型移動局	無線局免許状に記載された名称	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、消防自動車、救急自動車その他の車両に積載したものをいう。
	携帯型移動局	無線局免許状に記載された名称	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、指揮隊等の隊長又は隊員が携帯するものをいう。
	可搬型移動局	無線局免許状に記載された名称	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、指揮隊等の隊長又は隊員が搬送し、使用するものをいう。
	卓上型移動局	無線局免許状に記載された名称	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、通常時は消防局及び署所等における卓上に設置され、非常時は指揮隊等の隊長又は隊員が搬送し、使用するものをいう。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局
消 防 署

消防職員任用規程（昭和34年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢消防長 小 谷 正 利

第10条中「勤務評価」を「人事評価」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「企画財務係」を「企画係 財務係」に、「技術技能研修係」を「技術技能伝承係」に、「調定係 収納係」を「調定係」に、「庶務係 下水道管渠整備係」を「庶務係」に、「下水道管渠改良係」を「下水道耐震化推進係 下水道管渠改良係」に改める。

第5条の表中

経営企画課	企画財務係	1 経営方針の立案に関する事項 2 主要事業の企画及び調整に関する事項 3 業務の改善に関する事項 4 広報広聴活動に関する事項 5 エネルギーの有効活用及び効率的使用のための調査研究に関する事項 6 予算の編成及び執行管理に関する事項 7 企業債に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他係に属しない事項
-------	-------	---

を

経営企画課	企画係	1 経営方針の立案に関する事項 2 主要事業の企画及び調整に関する事項 3 業務の改善に関する事項 4 広報広聴活動に関する事項 5 広域連携及び官民連携の調査研究に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項
	財務係	1 予算の編成及び執行管理に関する事項 2 企業債に関する事項

に、

「向上に関するものを」を「向上及び伝承に関するものを」に、

	技術技能研修係	1 職員の技術技能の向上に係る研究に関する事項 2 職員の研修（技術技能の向上に関するものに限る。）の企画及び実施に関する事項 3 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項
--	---------	---

を

	技術技能伝承係	1 職員の技術技能の向上及び伝承に係る研究に関する事項 2 職員の研修（技術技能の向上及び伝承に関するものに限る。）の企画及び実施に関する事項 3 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項
--	---------	---

に

改める。

第6条の表中

料金センター	調定係	1 料金等の調定に関する事項 2 料金等の収入及び整理に関する事項 3 料金センターの庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	収納係	1 料金等の徴収及び滞納整理に関する事項 2 ガス及び水道の供給停止処分及び解除に関する事項

を

料金センター	調定係	1 料金等の調定に関する事項 2 料金等の収入及び整理に関する事項 3 料金等の滞納整理に関する事項 4 ガス及び水道の供給停止処分及び解除に関する事項 5 料金センターの庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
--------	-----	---

に

改める。

第7条の表中

下水道管渠整備係	1 下水道管渠の建設に関する事項	を
下水道計画係	1 下水道施設の計画に関する事項 2 下水道台帳の調製及び保管に関する事項 3 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良に関する事項 4 開発行為に係る協議及び指導に関する事項 5 大量排水に係る協議及び指導に関する事項	
下水道管渠改良係	1 下水道管渠の改良に関する事項	

下水道計画係	1 下水道施設の計画に関する事項 2 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良（耐震化を除く。）に関する事項 3 下水道管渠の建設に関する事項 4 下水道台帳の調製及び保管に関する事項 5 開発行為に係る協議及び指導に関する事項 6 大量排水に係る協議及び指導に関する事項	に
下水道耐震化推進係	1 下水道施設の耐震化の推進に関する事項	
下水道管渠改良係	1 下水道管渠の改良（耐震化を除く。）に関する事項	

改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務の執行の表第16号中「異議申立てに係る決定」を「審査請求に係る弁明書等の提出」に改める。

別表第2企業総務課の表中

8 職員の退職年金等に関すること。				を
(1) 年金の裁定及び年金の額の決定	○			
(2) その他の事項		○		
9 職員の健康診断の実施		○		
10 財産表の作成		○		
11 本局の当直に関すること。		○		
12 本局の拡声器による放送の決定		○		
13 普通財産の売払い又は交換（譲与し、又は時価より低い価格で処分する場合を除く。）	1,500万円以下		経営企画課 （管理者決裁のもの）	
14 普通財産の貸付け	○			
15 預金から管理者保管現金への保管転換		○		
16 一時借入れ及び償還の決定	○			

8 職員の健康診断の実施		○	
9 職員の退職年金等に関すること。 (1) 年金の裁定及び年金の額の決定	○		
(2) その他の事項		○	
10 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認		○	
11 財産表の作成		○	
12 本局の当直に関すること。		○	
13 本局の拡声器による放送の決定		○	
14 普通財産の売払い又は交換（譲与し、又は時価より低い価格で処分する場合を除く。）	1,500万円以下		経営企画課 （管理者決裁のもの）
15 普通財産の貸付け	○		
16 預金から管理者保管現金への保管転換		○	
17 一時借入れ及び償還の決定	○		

に

改め、同表建設課の表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表維持管理課の表中

2 技能技士（本局の当直に従事する者に限る。）の当直に関すること。		○	
-----------------------------------	--	---	--

を

2 技師及び技能技士（作業担当員として本局の当直に従事する者に限る。）の当直に関すること。		○	
---	--	---	--

に

改める。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 公営企業管理者の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行の日前にされた公営企業管理者の処分又はこの規程の施行の日前にされた申請に係る公営企業管理者の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「標準的な」を削る。

第4条第1項中「(管理者がこれに相当すると認める職を含む。)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第10条関係）

職	区 分
副局長 次長	1種
部長 担当部長	2種
課長 ガス保安対策室長	3種
担当課長 所長 検査員室長 担当室長	4種

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「除き」の次に「、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第4条第3項前段の規定」を加え、「。以下「基準規則」という。」を削り、「」の規定」の次に「（第3条及び別表第1の規定を除く。）」を加え、「基準規則第3条中「別表第1」を「同条例第4条第3項中「別表第3の2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1級	主事及び技師の職務
2級	困難な業務を行う主事及び技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 担当課長補佐、担当所長補佐及び担当室長補佐の職務 2 係長及び管理技士長の職務 3 困難な業務を処理する主査の職務 4 特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 課長補佐、所長補佐及び室長補佐の職務 2 困難な業務を処理する担当課長補佐、担当所長補佐及び担当室長補佐の職務
6級	1 課長、担当課長、所長、担当所長、室長及び担当室長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、所長補佐及び室長補佐の職務 3 特に重要な業務を処理する担当課長補佐、担当所長補佐及び担当室長補佐の職務
7級	1 副局長、次長、部長及び担当部長の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長、担当課長、所長、担当所長、室長及び担当室長の職務
8級	特に困難で重要な業務を所掌する副局長、次長、部長及び担当部長の職務
9級	特に複雑困難で重要な業務を所掌する副局長及び次長の職務

別表第2中「技能労務職給料表級別標準職務表」を「技能労務職給料表 等級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に、

5級	1 技能職員の主査及び高度の技能を必要とする技能職員の主任の職務 2 高度の経験を必要とする業務職員の主査及び特に高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務	を
----	---	---

5級	1 技能職員の技士長の職務 2 技能職員の主査及び高度の技能を必要とする技能職員の主任の職務 3 高度の経験を必要とする業務職員の主査及び特に高度の経験を必要とする業務職員の主任の職務	に
----	--	---

改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「			需要開発費	」	を
			諸欠損		
「			需要開発費	」	に、
			諸欠損		
			貸倒引当金繰入額		
「			使用ガス費	」	を
			貸倒引当金繰入額		
「			使用ガス費	」	に

改める。

様式第2中「口座振替済印」を「支払済印」に改める。

様式第24号に次のように加える。

その9
(表紙)

公 金 払 込 書 兼 領 収 証 書

No.

年 月 日	検 印		課 長	課	員	担 当
	番～	番	枚			
使 用 者 氏 名		受 入 高	払 出 高	書 損 高	残 高	
		枚	枚		枚	枚
交 付	年 月 日					
返 納	年 月 日					

様式第39号を様式第39号（表）とし、同様式の次に次のように加える。

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、平成28年度分からの会計事務について適用し、平成27年度分までの会計事務については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日前に改正前の金沢市企業局会計規程の規定により交付された水道・下水道料金（督促）・ガス料金等納付書兼領収証書は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「押印のうえ」を「押印の上、」に、「持参のうえ」を「持参の上」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「※ この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（公営企業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第9号中 　ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てを削り、に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

※ 徴収の猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届けてください。

なお、徴収を猶予した額 円については、徴収の猶予の理由が消滅したときに納付していただくこととなります。」

同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 徴収の猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届けてください。なお、徴収を猶予した額 円については、徴収の猶予の理由が消滅したときに納付していただくこととなります。

様式第10号の備考を次のように改める。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令第1号

企 業 局

金沢市企業局職員人事評価実施規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

金沢市企業局職員人事評価実施規程

金沢市企業局職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定による人事評価の実施については、金沢市職員人事評価実施規程（平成28年訓令甲第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市企業局当直勤務規程（昭和32年公営企業訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第2条第1項第2号中「技能技士」を「技師及び技能技士」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程（平成25年病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表事務の執行の表第13号中「異議申立てに係る決定」を「審査請求に係る弁明書等の提出」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 病院事業管理者の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行の日前にされた病院事業管理者の処分又はこの規程の施行の日前にされた申請に係る病院事業管理者の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「標準的な」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成25年病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ほか、」の次に「職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第4条第3項前段の規定及び」を加え、「以下「基準規則」という。」を削り、「」の規定」の次に「（第3条及び別表第1の規定を除く。）」を加え、「基準規則第3条中「別表第1」を「同条例第4条第3項中「別表第3の2」に、「金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係規則の整理に関する規則（平成25年規則第15号）第7条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1」を「金沢市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別表」に改め、同条第2項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1級	主事及び技師の職務
2級	困難な業務を行う主事及び技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	1 事務局担当局長補佐の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を処理する主査の職務 4 特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 事務局長補佐の職務 2 困難な業務を処理する事務局担当局長補佐の職務
6級	1 事務局次長、事務局担当次長及び室長の職務 2 困難な業務を処理する事務局長補佐の職務 3 特に困難な業務を処理する事務局担当局長補佐の職務
7級	特に重要な業務を所掌する事務局次長、事務局担当次長及び室長の職務
8級	
9級	事務局長の職務

イ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1級	医師の職務
2級	1 室長、科長及び医長の職務 2 相当高度な知識又は経験に基づいて困難な医療業務に従事する医師の職務
3級	1 部長及び副部長の職務 2 困難な業務を処理する室長、科長及び医長の職務
4級	院長及び副院長の職務

ウ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する薬剤師の職務 4 特に高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する管理栄養士、診療放射線技師、臨床

	検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の職務
4 級	1 困難な業務に従事する主査の職務 2 困難な業務に従事する主任の職務
5 級	1 室長補佐及び担当室長補佐の職務 2 技師長の職務 3 特に困難な業務に従事する主査の職務 4 特に困難な業務に従事する主任の職務
6 級	1 室長及び副室長の職務 2 困難な業務に従事する室長補佐及び担当室長補佐の職務
7 級	困難な業務に従事する室長及び副室長の職務
8 級	

エ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	
2 級	助産師及び看護師の職務
3 級	高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する助産師及び看護師の職務
4 級	主任の職務
5 級	1 看護師長及び主査の職務 2 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する主任の職務
6 級	1 部長及び担当部長の職務 2 副部長の職務
7 級	高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する部長及び担当部長の職務

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

病 院 事 業 訓 令 甲

●金沢市病院事業訓令第1号

市 立 病 院

金沢市立病院職員人事評価実施規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

金沢市立病院職員人事評価実施規程

金沢市立病院職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定による人事評価の実施については、金沢市職員人事評価実施規程（平成28年訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月31日 印刷
平成28年(2016年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄